

消費税軽減税率制度説明会

消費税軽減税率制度に関する説明会を開催します。

平成31年（2019年）10月1日
からの消費税の10%への引上げと
同時に消費税の軽減税率制度も実施
されることとなります。

軽減税率(8%)の対象品目は？

- ▶ 飲食料品
(酒類及び外食等を除く)
- ▶ 週2回以上
発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)



軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非ご参加ください。

申込番号	開催日	時間	定員	会場(案内図は裏面参照)
①	11月27日(火)	14時~16時	40名	(一社) 横浜南青色申告会 2階会議室 南区宿町2-44-6 TEL045-713-3111
②	11月28日(水)	10時~12時	40名	
③	11月29日(木)	14時~16時	40名	

《講師》 横浜南税務署 個人課税第1部門指導上席 岩崎 直春 氏

《参加費》 無 料

《申込方法》 電話にて事前に事務局までお申し込みください。 ※会員以外の方も参加できます。
(定員になり次第、締め切らせて頂きます。)

《申込先》 一般社団法人 横浜南青色申告会 TEL045-713-3111

《その他》 当日は、筆記用具等をご持参ください。

ご来所の際は、公共交通機関等をご利用ください。

主 催 一般社団法人 横浜南青色申告会

共 催 横浜南税務署

ご参考：消費税軽減税率制度に関する相談

→軽減コールセンター(国税庁専用ダイヤル)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

0570-030-456

会場案内図

会場：一般社団法人 横浜南青色申告会

住所：横浜市南区宿町2-44-6

交通：横浜市営地下鉄 蒔田駅 1番出口より徒歩5分

